

揭示文書一覽(市長分)

令和8年9月4日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	466	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	467	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	468	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	469	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について	生活援護室
告示	453	制限付一般競争入札の実施について	市民活動推進課
告示	454	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
告示	455	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
告示	456	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	457	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	458	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 466号

令和 8年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第49条の規定により、下記の医療機関を医療扶助及び医療支援給付のための
医療を担当する機関に指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	有 効 期 間
令和8年（2026 年）8月1日	まつもとホームケ アクリニック	姫路市飾磨区三宅一 丁目194番地2 今村ビル603号室	令和8年8月1日から 令和14年7月31日 まで

姫路市告示第 467号

令和 8年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から事業を廃止した旨の届出
があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和8年（2026年）7月31日	まつもとホームケア クリニック	姫路市飾磨区三宅一丁目194番地2 今村ビル603号室

姫路市告示第 468号

令和 8年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から変更の届出があったので、
同法第55条の3の規定により告示する。

記

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 地 の 所 在 地	名 称	所 在 地
令和8年 (2026年) 9月1日	一般社団法人ソーシャルデザインリガレッセ	豊岡市日高町荒川 310番地	(変更前) 在宅看護セ ンターリガ レッセ梅ケ 谷	姫路市梅ケ谷町 1番32号
			(変更後) リガレッセ 訪問看護ス テーション 梅ケ谷	

令和 8 年 (2026 年) 8 月 1 8 日	(変更前) 有限会社ク リーンアド バイス	姫路市飾磨区英賀 乙 6 8 番地 2 0	訪問看護ス テーション トータルケ ア姫路	姫路市飾磨区英 賀乙 6 8 番地 2 0
	(変更後) 株式会社ク リーンアド バイス			

姫路市告示第 469号

令和 8年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記のとおり指定施術機関から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

変 更 年 月 日	氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地
令和8年(2026年)8月25日	山中 雅矩	やまなか訪問治療院	(変更前) 姫路市北条252番地12 市営北条住宅8-4
			(変更後) 姫路市阿保乙301番地103

姫路市公告第 453号

令和 8年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

（姫路市立公民館）防犯カメラ設置業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

（姫路市立公民館）防犯カメラ設置業務委託

(2) 業務の概要

別紙「設置対象公民館一覧」に掲げる姫路市立公民館に防犯カメラ及び録画装置を1台ずつ設置するもの

(3) 入札日時

令和8年10月7日（水）午後1時30分

(4) 入札場所

姫路市役所 入札室（東館1階）

(5) 業務期間

契約を締結した日から令和9年2月26日（金）まで

(6) 納入及び設置場所

別紙 1 「設置対象公民館一覧」に規定する姫路市内公民館

(7) 最低制限価格

無

(8) 担当

姫路市市民活動推進課 （電話：079－221－2783）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象業者に該当しないもの
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者
 - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「警備」の詳細業種「機械警備」において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
 - イ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当しない者

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の間の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札参加申込方法

姫路市市民活動推進課（以下「市民活動推進課」という。）に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参すること（受付期間最終日の午後 5 時必着）又は電子メールを送付した上で、原本を郵送で市民活動推進課まで送付する

こと。入札参加申込書は本市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034082.html>）よりダウンロードすること。

また、落札候補者は入札日から契約締結日までに第2項第3号イに該当することを証明する書類（納税証明書）を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式（質疑書）に記入し、令和8年9月24日（木）午後4時までに電子メール（送信先：kouminkan@city.himeji.hyogo.jp）にて、市民活動推進課にExcelファイルで提出すること。質問に対する回答については、令和8年9月30日（水）に本市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、前項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札候補者である場合は、次点を繰り上げる。

4 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。なお、このくじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、入札参加資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という

。)を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。

- (2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、入札参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、入札参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなかったことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。
- (4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位の者を落札候補者とし前号と同様に入札参加資格審査を行うものとする。これについては落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- (5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 入札書は、指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等の必要事項を記入し、封筒は封印すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書には、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。ただし、代理の場合は、代理人使用印を押印すること。

エ 委任状には、必要事項を記入し、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印及び代理人使用印を押印すること。

オ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札及び開札には、必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。

イ 入札書に記載する金額は、円単位とすること。

ウ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

7 入札の辞退に関する事項

(1) 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届に、必要事項を記入し、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印の上、書面により市民活動推進課公民館担当へ郵送（入札日前日に必着とし、書留郵便の配達記録が確認できるものとするのとする。）又は持参（受付時間は、市の休日を除く日における午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））で提出すること。参加辞退届を提出した後は、撤回することはできない。

(2) 参加辞退届の提出がなく、入札開始時刻までに第1項第4号に記載する入札場所に入室しなかった場合は、入札を辞退したものと見なす。この場合において、開札後、参加辞退届を市民活動推進課公民館担当に提出すること。

8 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条第1項第4号の規定に基づき免除する。
- (2) 契約保証金を納めさせる場合、契約金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額の10%以上とする。
- (3) 履行保証保険を寄託させる場合は、契約期間全体を保険期間とする保険とする。

別紙 設置対象公民館一覧

番号	名 称	位 置
1	姫路市立太市公民館	姫路市西脇439番地8
2	姫路市立花田公民館	姫路市花田町小川1074番地3
3	姫路市立御国野公民館	姫路市御国野町御着1142番地8
4	姫路市立谷外公民館	姫路市飾東町豊国63番地1
5	姫路市立豊富公民館	姫路市豊富町御蔭1118番地
6	姫路市立山田公民館	姫路市山田町北山田109番地6
7	姫路市立船津公民館	姫路市船津町3288番地
8	姫路市立の形公民館	姫路市の形町の形1358番地4
9	姫路市立大塩公民館	姫路市大塩町汐咲一丁目39番地
10	姫路市立勝原公民館	姫路市勝原区宮田489番地3
11	姫路市立高岡公民館	姫路市東今宿五丁目3番40号
12	姫路市立曾左公民館	姫路市書写2961番地1
13	姫路市立四郷公民館	姫路市四郷町坂元258番地1
14	姫路市立大津公民館	姫路市大津区天満883番地1
15	姫路市立八木公民館	姫路市木場1441番地32
16	姫路市立糸引公民館	姫路市継156番地1
17	姫路市立余部公民館	姫路市余部区上余部675番地7
18	姫路市立網干公民館	姫路市網干区新在家363番地31
19	姫路市立林田公民館	姫路市林田町林田13番地
20	姫路市立伊勢公民館	姫路市林田町上伊勢1077番地5
21	姫路市立英賀保公民館	姫路市飾磨区英賀清水町一丁目14番地
22	姫路市立東公民館	姫路市幸町94番地
23	姫路市立旭陽公民館	姫路市網干区坂上430番地2
24	姫路市立妻鹿公民館	姫路市飾磨区妻鹿170番地6

2 5	姫路市立峰相公民館	姫路市六角 2 7 8 番地 3
2 6	姫路市立別所公民館	姫路市別所町別所 1 7 1 7 番地 4
2 7	姫路市立八幡公民館	姫路市広畑区蒲田三丁目 1 6 1 番地
2 8	姫路市立荒川公民館	姫路市町坪 1 2 7 番地 4
2 9	姫路市立谷内公民館	姫路市飾東町八重畑 1 0 3 2 番地 2
3 0	姫路市立津田公民館	姫路市飾磨区加茂 3 7 3 番地 1
3 1	姫路市立青山公民館	姫路市青山五丁目 2 番 1 号
3 2	姫路市立高浜公民館	姫路市飾磨区阿成鹿古 3 1 2 番地
3 3	姫路市立水上公民館	姫路市増位新町二丁目 1 2 番地
3 4	姫路市立城乾公民館	姫路市南新在家 6 番 1 号
3 5	姫路市立砥堀公民館	姫路市砥堀 1 1 5 2 番地 1
3 6	姫路市立広峰公民館	姫路市城北新町一丁目 1 1 番 2 3 号
3 7	姫路市立城の西公民館	姫路市岡町 3 3 番地
3 8	姫路市立城陽公民館	姫路市北条 1 0 5 3 番地 1
3 9	姫路市立手柄公民館	姫路市延末 1 4 9 番地 1
4 0	姫路市立大津茂公民館	姫路市勝原区勝原町 1 6 番地 2
4 1	姫路市立船場公民館	姫路市東雲町一丁目 2 9 番地
4 2	姫路市立網干西公民館	姫路市網干区興浜 1 2 0 9 番地 1
4 3	姫路市立安室公民館	姫路市御立中三丁目 3 番 7 号
4 4	姫路市立野里公民館	姫路市野里慶雲寺前町 9 番 1 0 号
4 5	姫路市立城北公民館	姫路市伊伝居 4 9 0 番地 2
4 6	姫路市立城南公民館	姫路市西二階町 6 8 番地 1
4 7	姫路市立城東公民館	姫路市城東町竹之門 1 5 番地
4 8	姫路市立飾磨公民館	姫路市飾磨区宮 1 6 番地
4 9	姫路市立広畑公民館	姫路市広畑区本町一丁目 5 3 番地
5 0	姫路市立白鳥公民館	姫路市飾西 8 5 番地 1

5 1	姫路市立白浜公民館	姫路市白浜町甲 3 5 0 番地 7
5 2	姫路市立家島公民館	姫路市家島町真浦 2 1 3 7 番地 1
5 3	姫路市立前之庄公民館	姫路市夢前町前之庄 2 1 6 0 番地
5 4	姫路市立菅生公民館	姫路市夢前町菅生澗 1 3 8 4 番地 1
5 5	姫路市立置塩公民館	姫路市夢前町宮置 2 9 2 番地 2
5 6	姫路市立香寺公民館	姫路市香寺町土師 3 9 6 番地
5 7	姫路市立香寺北公民館	姫路市香寺町中寺 1 2 1 番地 1
5 8	姫路市立安富公民館	姫路市安富町安志 1 1 5 1 番地、1 1 5 4 番地 1
5 9	姫路市立広畑第二公民館	姫路市広畑区高浜町三丁目 2 1 番地
6 0	姫路市立古知公民館	姫路市夢前町古知之庄 3 1 8 番地 1
6 1	姫路市立城巽公民館	姫路市北条口三丁目 2 9 番地 3
6 2	姫路市立増位公民館	姫路市白国一丁目 1 番 1 6 号
6 3	姫路市立上菅公民館	姫路市夢前町塚本 2 2 5 番地 1
6 4	姫路市立勘野公民館	姫路市夢前町勘野 3 2 6 番地 3
6 5	姫路市立飾磨橋東公民館	姫路市飾磨区恵美酒 4 0 1 番地 1
6 6	姫路市立香呂南公民館	姫路市香寺町須加院 3 7 7 番地

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		姫路市立城西小学校水泳プール解体等工事
施工場所		姫路市新在家二丁目4番1号
施工期限		令和10年（2028年） 1月31日限り
工事概要		水泳プールの解体 解体面積：910㎡ 教室の改修 改修面積：180㎡ 放課後児童クラブの改修 改修面積：141㎡ 給食棟の空調設備改修 改修面積：43㎡ 屋外付帯工事 上記に係る建築工事・電気設備工事・機械設備工事 一式
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 7% 令和9年度 93%
予定価格		仮契約締結後に公表
最低制限価格の有無		無
低入札価格調査の有無		有
総合評価の方法及び評価値		評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93／100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は5点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
	平均実績要件	建築一式工事の実績額が1億5,000万円以上ある者
入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年（2026年） 9月11日まで
	入札参加申込期間	令和8年（2026年） 9月 4日 午前9時30分から 令和8年（2026年） 9月11日 午後4時まで

入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月１１日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時まで
確認通知書	送付予定日	令和８年（2026年）　　９月１４日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和８年（2026年）　　９月１６日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書（自己採点表提出用）
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月２９日まで（本市の休日を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書（落札候補者提出用）を令和８年（2026年）　１０月１３日　正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　６日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　６日まで
	質問受付期限	令和８年（2026年）　　９月１６日　午後４時まで
	質問回答開始	令和８年（2026年）　　９月２５日
入札書提出期間		令和８年（2026年）　１０月　７日　午後１時から 令和８年（2026年）　１０月　８日　午後４時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和８年（2026年）　１０月　９日　午前９時３０分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和８年（2026年）　１０月１５日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和８年（2026年）　１０月１９日
契約予定日		令和８年第４回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成１９年８月１７日制定）第３条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和８年姫路市公告第１１２号「令和８年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(チャレンジ型)							
評価区分		評価項目		評価基準	配点	得点	
次の1～6について、得点を積み上げ、合計点4.5点中 3点を上限 として評価する。						／3点	
施工能力等	企業	1	同規模工事の施工実績（発注工種に係るものに限る。）	過去10年度間において発注工種における契約金額8,000万円以上の施工実績あり	0.5点		
		2	過去3年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ②「優」の評定がある	①1点 ②0.5点		
	配置予定技術者（※1）	3	同規模工事の施工実績（発注工種に係るものに限る。）	過去10年度間において発注工種における契約金額8,000万円以上の施工実績あり	0.5点		①1点 ②0.5点
		4	過去5年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ②「優」の評定がある	1点		
		5	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得			
		6	若手技術者の活用	当該工事の配置予定技術者が満35歳未満である			
	次のⅰ～ⅳについて、1項目0.5点として得点を積み上げ、合計点2点中 1点を上限 として評価する。						／1点
品質管理・担い手確保	ⅰ	ISO9001 認証取得の有無	ISO9001 の認証を取得している	0.5点			
	ⅱ	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	CCUSの事業者登録を行っている	0.5点			
	ⅲ	若手技術者育成の取組状況	下記のA及びBのうち、1つ以上を満たしている場合に評価する A：技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1％以上である	0.5点			
	ⅳ	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している	0.5点			
	次のA～Hについて、1項目0.25点として得点を積み上げ、合計点2点中 1点を上限 として評価する。						／1点
社会貢献等	A	環境負荷削減活動	ISO14001 又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している	0.25点			
	B	災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	0.25点			
	C	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点			
	D	兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	0.25点			
	E	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点			
	F	ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	0.25点			
	G	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点			
	H	消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	0.25点			
減点項目		指名停止措置の履歴	あり	△0.5点 ×回数	／△0.5点 ×回数		
合 計				／5点			

※1 配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		姫路市立坊勢スポーツセンター外壁改修等工事
施工場所		姫路市家島町坊勢700番地24
施工期限		令和9年（2027年） 11月30日限り
工事概要		坊勢スポーツセンターの改修 外壁：5，441㎡ 防水：3，176㎡ 上記に係る建築工事 一式
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1，000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1，000万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 40％ 令和9年度 60％
予定価格		仮契約締結後に公表
最低制限価格の有無		無
低入札価格調査の有無		有
総合評価の方法及び評価値		評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93／100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は5点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
	平均実績要件	建築一式工事の実績額が1億5，000万円以上ある者
入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年（2026年） 9月11日まで
	入札参加申込期間	令和8年（2026年） 9月 4日 午前9時30分から 令和8年（2026年） 9月11日 午後4時まで

入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月１１日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時まで
確認通知書	送付予定日	令和８年（2026年）　　９月１４日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和８年（2026年）　　９月１６日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書（自己採点表提出用）
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月２９日まで（本市の休日を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書（落札候補者提出用）を令和８年（2026年）　１０月１３日　正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　６日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　６日まで
	質問受付期限	令和８年（2026年）　　９月１６日　午後４時まで
	質問回答開始	令和８年（2026年）　　９月２５日
入札書提出期間		令和８年（2026年）　１０月　７日　午後１時から 令和８年（2026年）　１０月　８日　午後４時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和８年（2026年）　１０月　９日　午前９時３０分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和８年（2026年）　１０月１５日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和８年（2026年）　１０月１９日
契約予定日		令和８年第４回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成１９年８月１７日制定）第３条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和８年姫路市公告第１１２号「令和８年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(チャレンジ型)						
評価区分		評価項目		評価基準	配点	得点
施工能力等	次の1～6について、得点を積み上げ、合計点4.5点中 3点を上限 として評価する。					／3点
	企業	1	同規模工事の施工実績（発注工種に係るものに限る。）	過去10年度間において発注工種における契約金額8,000万円以上の施工実績あり	0.5点	
		2	過去3年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ②「優」の評定がある	①1点 ②0.5点	
	配置予定技術者（※1）	3	同規模工事の施工実績（発注工種に係るものに限る。）	過去10年度間において発注工種における契約金額8,000万円以上の施工実績あり	0.5点	
		4	過去5年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ②「優」の評定がある	①1点 ②0.5点	
		5	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得	1点	
		6	若手技術者の活用	当該工事の配置予定技術者が満35歳未満である	0.5点	
品質管理・担い手確保	次のi～ivについて、1項目0.5点として得点を積み上げ、合計点2点中 1点を上限 として評価する。					／1点
	i	ISO9001 認証取得の有無	ISO9001 の認証を取得している	0.5点		
	ii	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	CCUSの事業者登録を行っている	0.5点		
	iii	若手技術者育成の取組状況	下記のA及びBのうち、1つ以上を満たしている場合に評価する A：技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1％以上である	0.5点		
	iv	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している	0.5点		
社会貢献等	次のA～Hについて、1項目0.25点として得点を積み上げ、合計点2点中 1点を上限 として評価する。					／1点
	A	環境負荷削減活動	ISO14001 又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している	0.25点		
	B	災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	0.25点		
	C	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点		
	D	兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	0.25点		
	E	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点		
	F	ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	0.25点		
	G	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点		
	H	消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	0.25点		
減点項目	指名停止措置の履歴		あり	△0.5点 ×回数	／△0.5点 ×回数	
合			計		／5点	

※1 配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		姫路市営庄田住宅（第2期）中耐建替等（建築）工事
施工場所		姫路市庄田86番地1
施工期限		令和11年（2029年） 1月12日限り
工事概要		住戸棟の新築 鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積 2,521㎡ 住戸棟の解体 解体面積 3,191㎡ 上記に係る建築工事 一式
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 6％ 令和9年度 50％ 令和10年度 44％
予定価格		仮契約締結後に公表
最低制限価格の有無		無
低入札価格調査の有無		有
総合評価の方法及び評価値		評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93／100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は19点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。
入 札 参 加 資 格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
	平均実績要件	建築一式工事の実績額が10億円以上ある者

入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和８年（2026年）　　９月１１日まで
	入札参加申込期間	令和８年（2026年）　　９月　４日　午前９時３０分から 令和８年（2026年）　　９月１１日　午後４時まで
入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月１１日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時まで
確認通知書	送付予定日	令和８年（2026年）　　９月１４日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和８年（2026年）　　９月１６日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書（自己採点表及び技術提案書提出用）
		・別紙「総合評価落札方式技術提案書」に掲げる資料の電子データ
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月３０日まで（本市の休日を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書（落札候補者提出用）を令和８年（2026年）　１０月１４日　正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　７日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　７日まで
	質問受付期限	令和８年（2026年）　　９月１６日　午後４時まで
	質問回答開始	令和８年（2026年）　　９月２５日
入札書提出期間		令和８年（2026年）　１０月　８日　午後１時から 令和８年（2026年）　１０月　９日　午後４時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和８年（2026年）　１０月１３日　午前９時３０分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和８年（2026年）　１０月１６日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和８年（2026年）　　１０月２０日
契約予定日		令和８年第４回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成１９年８月１７日制定）第３条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和８年姫路市公告第１１２号「令和８年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工計画評価型						
評価区分		評価項目		評価基準	配点	得点
施工計画	安全管理について配慮する事項		要求項目に対する具体的な工夫・手法の提案があり、効果が見込める場合		6 点	／ 6 点
	環境確保について配慮する事項					
企業の施工能力	同種工事（※１）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり		1 点	／ 1 点
	過去３年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びCをいずれも満たしている、又はBを満たしている ③下記のCを満たしている A 姫路市優秀工事表彰制度による表彰を受けている B 本市発注工事における工事成績に「秀」の評定がある C 本市発注工事における工事成績に「優」の評定がある		① 2 点 ②1.5点 ③ 1 点	／ 2 点
配置予定技術者の施工能力（※２）	同種工事（※１）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり		1 点	／ 1 点
	過去５年度間の本市発注工事における工事成績（発注工種に係るもので、監理技術者として従事した工事に限る）		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定が複数ある、又は「秀」及び「優」の評定が両方ある ②「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ③「優」の評定がある		① 3 点 ② 2 点 ③ 1 点	／ 3 点
	継続学習の取組状況		推奨単位以上取得		1 点	／ 1 点
品質管理	ISO9001 認証取得の有無		ISO9001 の認証を取得している		1 点	／ 1 点
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A：経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B：C C U S の事業者登録を行っている		①0.5点 ②0.25点	／0.5点
担い手確保	若手技術者育成の取組状況		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A：技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１５％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１％以上である		① 1 点 ②0.5点	／ 1 点
	パートナーシップ構築宣言の公表		公表している。		0.5点	／0.5点
社会貢献等	A	環境負荷削減活動	ISO14001 又はエコアクション２１のいずれかの認証を取得している		0.25点	／ 2 点
	B	災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している		0.25点	
	C	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している		0.25点	
	D	兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している		0.25点	
	E	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている		0.25点	
	F	ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている		0.25点	
	G	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している		0.25点	
	H	消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している		0.25点	
減点項目	指名停止措置の履歴		あり		△ 1 点 ×回数	／△ 1 点 ×回数
合 計						／ 1 9 点

※ 1 同種工事とは、平成 2 8 年 4 月 1 日以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 5 階以上の一の建築物における新築又は改築に係る延床面積が 2, 0 0 0 m²以上の工事を元請として施工した実績とする。また、共同企業体の構成員（出資比率が 2 0 パーセント以上に限る。以下同じ。）として受注した場合においても同様とする。

※ 2 配置予定技術者については、最大 2 名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の施工能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		姫路市書写山観光施設大規模改修工事
施工場所		姫路市書写1199番地2
施工期限		令和10年（2028年） 2月 8日限り
工事概要		観光施設の大規模改修 改修面積1, 374㎡ 上記に係る建築工事・電気設備工事・機械設備工事 一式
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1, 000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1, 000万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 0％ 令和9年度 100％
予定価格		仮契約締結後に公表
最低制限価格の有無		無
低入札価格調査の有無		有
総合評価の方法及び評価値		評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93／100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は13点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。
入 札 参 加 資 格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
	平均実績要件	建築一式工事の実績額が5億円以上ある者
入 札 参 加 申 込 み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年（2026年） 9月11日まで
	入札参加申込期間	令和8年（2026年） 9月 4日 午前9時30分から 令和8年（2026年） 9月11日 午後4時まで

入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月１１日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時まで
確認通知書	送付予定日	令和８年（2026年）　　９月１４日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和８年（2026年）　　９月１６日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書（自己採点表提出用）
	提出期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　　９月２９日まで（本市の休日を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書（落札候補者提出用）を令和８年（2026年）　１０月１４日　正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　７日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　　９月　４日から 令和８年（2026年）　１０月　７日まで
	質問受付期限	令和８年（2026年）　　９月１６日　午後４時まで
	質問回答開始	令和８年（2026年）　　９月２５日
入札書提出期間		令和８年（2026年）　１０月　８日　午後１時から 令和８年（2026年）　１０月　９日　午後４時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和８年（2026年）　１０月１３日　午前９時３０分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和８年（2026年）　　１０月１６日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和８年（2026年）　　１０月２０日
契約予定日		令和８年第４回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成１９年８月１７日制定）第３条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和８年姫路市公告第１１２号「令和８年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(通常型)						
評価区分		評価項目		評価基準	配点	得点
企業の施工能力	同種工事（※１）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり		1点	／1点
	過去３年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びCをいずれも満たしている、又はBを満たしている ③下記のCを満たしている A 姫路市優秀工事表彰制度による表彰を受けている B 本市発注工事における工事成績に「秀」の評定がある C 本市発注工事における工事成績に「優」の評定がある		①2点 ②1.5点 ③1点	／2点
配置予定技術者の能力（※２）	同種工事（※１）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり		1点	／1点
	過去５年度間の本市発注工事における工事成績（発注工種に係るもので、監理技術者として従事した工事に限る）		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定が複数ある、又は「秀」及び「優」の評定が両方ある ②「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ③「優」の評定がある		①3点 ②2点 ③1点	／3点
	継続学習の取組状況		推奨単位以上取得		1点	／1点
品質管理	ISO9001 認証取得の有無		ISO9001 の認証を取得している		1点	／1点
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A：経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B：CCUSの事業者登録を行っている		①0.5点 ②0.25点	／0.5点
担い手確保	若手技術者育成の取組状況		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A：技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１５％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１％以上である		①1点 ②0.5点	／1点
	パートナーシップ構築宣言の公表		公表している。		0.5点	／0.5点
社会貢献等	A	環境負荷削減活動		ISO14001 又はエコアクション２１のいずれかの認証を取得している	0.25点	／2点
	B	災害時等への地域貢献		姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	0.25点	
	C	障害者雇用		法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点	
	D	兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無		兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	0.25点	
	E	再犯防止推進事業への取り組み		保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点	
	F	ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動		ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	0.25点	
	G	健康経営優良法人		健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点	
	H	消防団活動への貢献		消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	0.25点	
減点項目	指名停止措置の履歴			あり	△1点 ×回数	／△1点 ×回数
合 計						／13点

※１ 同種工事とは、平成２８年４月１日以降に完了した、文化財保護法第１０９条第１項及び第２項に規定する史跡地内における建築工事を元請として施工した実績とする。また、共同企業体の構成員（出資比率が２０パーセント以上に限る。以下同じ。）として受注した場合においても同様とする。

※２ 配置予定技術者については、最大２名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名			姫路市立中央体育館大規模改修等工事
施工場所			姫路市西延末90番地
施工期限			令和10年（2028年） 10月31日限り
工事概要			体育館の大規模改修等 改修面積9,067㎡ 上記に係る建築工事・電気設備工事・機械設備工事 一式
前金払の有無			有
中間前金払の有無			有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無			有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
支払区分			支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 0% 令和9年度 40% 令和10年度 60%
予定価格			仮契約締結後に公表
最低制限価格の有無			無
低入札価格調査の有無			有
総合評価の方法及び評価値			評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93／100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は8点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。
入札参加資格	共通	入札参加形態	共同企業体（共同施工方式）
		構成員数	2者
		登録業種（特殊工法）	建築工事
		建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
		配置予定技術者	代表者においては、本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者。 構成員においては、本工事に配置できる専任の主任技術者又は監理技術者を有する者。 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	代表者	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で建築一式工事の総合評定値が1040点以上ある者 ・準市内業者で建築一式工事の総合評定値が1200点以上ある者
		平均実績要件	建築一式工事の実績額が40億円以上ある者
	構成員	市内外区分及び総合評定値	市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
		出資比率	30%以上
	申込書等配布期間		公告の日から令和8年（2026年） 9月16日まで
入札参加申込み	入札参加申込期間		令和8年（2026年） 9月 4日 午前9時30分から 令和8年（2026年） 9月16日 午後4時まで

入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・共同企業体結成届
	提出期間	令和8年（2026年） 9月 4日から 令和8年（2026年） 9月16日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
確認通知書	送付予定日	令和8年（2026年） 9月17日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和8年（2026年） 9月30日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書（自己採点表提出用）
	提出期間	令和8年（2026年） 9月 4日から 令和8年（2026年） 10月 9日まで（本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書（落札候補者提出用）を令和8年（2026年） 11月5日 正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和8年（2026年） 9月 4日から 令和8年（2026年） 10月29日まで
設計図書	閲覧期間	令和8年（2026年） 9月 4日から 令和8年（2026年） 10月29日まで
	質問受付期限	令和8年（2026年） 9月30日 午後4時まで
	質問回答開始	令和8年（2026年） 10月 6日
入札書提出期間		令和8年（2026年） 10月30日 午後1時から 令和8年（2026年） 11月 2日 午後4時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和8年（2026年） 11月 4日 午前9時30分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・代表者以外の構成員の配置予定技術者設置届 ・各構成員の関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・各構成員の市税の納税証明書 ・各構成員の国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和8年（2026年） 11月 9日 正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和8年（2026年） 11月11日
契約予定日		令和8年第4回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成19年8月17日制定）第3条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和8年姫路市公告第112号「令和8年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(通常型)					
評価区分	評価項目		評価基準	配点	得点
企業の施工能力 (※2)	同種工事（※1）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	／1点
配置予定技術者の能力 (※2)	同種工事（※1）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1.5点	／1.5点
	継続学習の取組状況		推奨単位以上取得	1点	／1点
品質管理 (※2)	IS09001 認証取得の有無		IS09001 の認証を取得している	1点	／1点
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A：経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B：CCUSの事業者登録を行っている	①0.5点 ②0.25点	／0.5点
担い手確保 (※2)	若手技術者育成の取組状況		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A：技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1％以上である	①1点 ②0.5点	／1点
	パートナーシップ構築宣言の公表		公表している。	0.5点	／0.5点
社会貢献等 (※2)	A	環境負荷削減活動	IS014001 又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している	0.25点	／1.5点
	B	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点	
	C	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点	
	D	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点	
	E	市内業者の活用	共同企業体の代表者が市内業者である	0.5点	
減点項目 (※3)	【代表者】 指名停止措置の履歴		あり	△1点 ×回数	／△1点 ×回数
	【代表者以外の構成員】 指名停止措置の履歴		あり	△1点 ×回数	／△1点 ×回数
合 計					／8点

※1 同種工事とは、平成28年4月1日以降に完了した、主たる体育室の競技床面積が2,000㎡以上の体育館またはアリーナ（新築、改築又は改修に限る。なお改修にあつては、主たる体育室の天井及び床の改修を施工内容に含むこと。）の建築工事を元請として施工した実績とする。

また、上記実績については、共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上に限る。以下同じ。）として受注した場合においても同様とする。

なお競技床面積とは、受付、更衣室、通路、観客席などの付帯設備を除いた、スポーツのプレイエリアをいう。

※2 共同企業体の代表者で評価する。配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

※3 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれを対象とする。